

大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、知事が指定する災害により被災した農業者及び漁業者及び口蹄疫等の家畜伝染病の発生等により深刻な影響を受けた畜産経営体（以下「被災者等」という。）の経営の継続と安定化を図るため、被災者等が大分県特定災害対策緊急資金及び家畜疾病経営維持資金の借入にあたって必要な保証料について、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「補助対象者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- （1） 大分県特定災害対策緊急資金助成要綱第3に規定する利子補給又は利子助成の対象となる資金を借り受けた被害者（同要綱第1に定める「被害者」をいう。）
- （2） 畜産特別資金融通事業実施要綱別添2の第3の2の（1）のアに該当する者として、同要綱第3の3の（1）のアに定める要件を備え、かつ畜産経営維持計画について知事の承認を受けた者

（補助対象となる資金）

第3条 補助対象となる資金は、大分県特定災害対策緊急資金のうち、大分県農業信用基金協会（以下「農業基金協会」という。）及び全国漁業信用基金協会大分支所（以下「漁業基金協会」という。）の債務保証を受ける次の資金とする。

- （1） 大分県農業近代化資金
- （2） 大分県漁業近代化資金
- （3） 家畜疾病経営維持資金

（補助対象経費及び補助率）

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次表のとおりとする。

資金の種類	補助対象となる経費	補助率
大分県 農業近代化資金	農業基金協会の全期間一括前取り分の保証料（当該保証料に対し、国が保証料助成等の支援措置を講じている場合は、当該支援措置の対象となる部分を除く。）	1／2以内 （ただし、市町村長の補助する率を上限とする）
大分県 漁業近代化資金	漁業基金協会の全期間一括前取り分の保証料（当該保証料に対し、国が保証料助成等の支援措置を講じている場合は、当該支援措置の対象となる部分を除く。）	1／2以内 （ただし、市町村長の補助する率を上限とする）
家畜疾病経営維持 資金	農業基金協会の全期間一括前取り分の保証料	1／2以内 （ただし、市町村長の補助する率を上限とする）

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項により補助金の交付を申請し、規則第12条による実績報告をしようとする補助対象者は、補助金交付申請書並びに補助事業等実績報告書(第1号様式)に農(漁)業近代化資金保証料支払証明書(別添様式1)又は家畜疾病経営維持資金保証料支払証明書(別添様式3)を添付し、融資機関を通じて、当該年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の末日までに知事に提出しなければならない。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間又は償還期間が5年を超える場合は償還期間の終了まで保管しておくこと。
- (2) 補助対象者は、資金を繰上償還した場合には、第4号様式に農(漁)業近代化資金返戻保証料証明書(別添様式2)又は家畜疾病経営維持資金返戻保証料証明書(別添様式4)を添付し、融資機関を通じて、速やかに知事に対して報告すること。
- (3) 補助対象者は、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定並びに額の確定)

第7条 規則第6条に定める補助金の交付決定通知並びに規則第13条に定める補助金の額の確定通知は、第2号様式によるものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

2 この補助金の交付請求は、第3号様式によるものとする。

(補助対象者が繰上償還を行った場合の措置)

第9条 補助対象者は、資金を借り受けた資金の繰上償還を行った場合は、農業基金協会及び漁業基金協会が算定した返戻保証料のうち補助金相当分を知事に返納すること。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年6月13日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、大分県特定災害対策緊急資金保証料補助金交付要綱は廃止する。なお、この要綱施行前に交付された保証料補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 なお、この要綱施行前に交付された保証料補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年度大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金
交付申請書並びに実績報告書

年 月 日

大分県知事

殿

(被災者) 住 所
氏 名

大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金交付要綱第5条の規定により、
年度に係る保証料補助金 円の交付を受けたいので、別添関係書類を添えて申請並びに実績を報告します。

記

1 事業実績

補助事業に要した経費	金	円
補助金の額	金	円

2 添付書類

(別添様式1) 農(漁)業近代化資金保証料支払証明書

(別添様式3) 家畜疾病経営維持資金保証料支払証明書

(第2号様式)

年度大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金
交付決定通知書並びに額の確定通知書

第 号
年 月 日

(被災者氏名) 殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金については、補助金を下記のとおり交付することに決定し、併せて、補助金の額を同額に確定したので大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業内容は、補助金交付申請書並びに実績報告書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助対象者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の年度の翌年度から起算して5年間又は償還期間が5年を超える場合は償還期間の終了まで保管しておくこと。
 - (2) 補助対象者は、資金を繰上償還した場合には、第4号様式に農(漁)業近代化資金返戻保証料証明書(別添様式2)又は家畜疾病経営維持資金保証料支払証明書(別添様式3)を添付し、速やかに知事に対して報告すること。
 - (3) 補助対象者は、大分県補助金等交付規則及び大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金交付要綱の定めに従うこと。

(第3号様式)

年度大分県特定災害対策緊急資金等
保証料負担軽減事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

(被災者) 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度大
分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金 円を精算払いの
方法にて交付されるよう、大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金交
付要綱第8条の規定により請求します。

(第4号様式)

大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金繰上償還報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

(被災者) 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定がありました
大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金について、下記のとおり繰上
償還しましたので、大分県特定災害対策緊急資金等保証料負担軽減事業費補助金交付要綱
第6条第2号の規定により報告します。

記

1 繰上償還を行った者の氏名

2 農（漁）業基金協会が算定した返戻保証料 円

3 県への返納額 円

4 添付書類

(別添様式2) 農（漁）業近代化資金保証料返戻証明書

(別添様式4) 家畜疾病経営維持資金保証料返戻証明書

(別添様式 1)

農（漁）業近代化資金保証料支払証明書

借受者氏名	保 証 料 支払年月日	支払保証料 円	備考

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

基金協会名
代 表 者 名

(別添様式2)

農（漁）業近代化資金保証料返戻証明書

借受者氏名	保 証 料 支払年月日	返戻保証料 円	備考

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

基金協会名
代 表 者 名

(別添様式 3)

家畜疾病経営維持資金保証料支払証明書

借受者氏名	保 証 料 支払年月日	支払保証料 円	備考

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

基金協会名
代 表 者 名

(別添様式 4)

家畜疾病経営維持資金保証料返戻証明書

借受者氏名	保 証 料 支払年月日	返戻保証料 円	備考

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

基金協会名
代 表 者 名